二　定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員　次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　一種　五千五百円

ロ　二種　四千五百円

ハ　三種　三千八百円

ニ　四種　三千円

ホ　五種　二千五百円

（削る）

（削る）

（削る）

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　（略）

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額）

2　給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、第二条第二項第一号及び第三号並びに第三条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（削る）

（人事院規則九―一〇七の一部改正）

第二十条　人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
定年前再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算	再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算
次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による俸給月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。	次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による俸給月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。
一　法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員　給与法第八条第十二項	一　法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの　給与法第八条の二
二　定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員　次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額	二　二種　五千円
イ　一種　五千五百円	
ロ　二種　四千五百円	
ハ　三種　三千八百円	三　三種　四千三百円
ニ　四種　三千円	四　四種　三千五百円
ホ　五種　二千五百円	五　五種　三千円
（削る）	
（削る）	
（削る）	
2　（略）	2　（略）
附　則	**附　則**
（施行期日）	（施行期日）
1　（略）	1　（略）
（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額）	（人事院規則九―五の一部改正）
2　給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、第二条第二項第一号及び第三号並びに第三条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。	2　人事院規則九―五（給与簿）の一部を次のように改正する。 第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 二　管理職員特別勤務手当の計算上必要な事項 第六条第一号中「宿日直手当」の下に「、管理職員特別勤務手当」を加える。
（削る）	（人事院規則九―七の一部改正）
	3　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。 第十一条の前の見出し中「及び宿日直手当」を「、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」に改め、同条中「及び宿日直手当」を「、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」に、「但し」を「ただし」に、「取扱」を「取扱い」に改める。 第十二条中「及び宿日直手当」を「、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」に改める。